

2020年3月25日

### 新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金の特別措置について

五条ガス株式会社は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえ、経済産業省からの要請を受け、お客さま等からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。

(1) ガス料金について

2020年2月検針分（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）及び3月検針分のガス料金について、支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

(2) 今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記(1)の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

- ①当社とガスの供給について契約されているお客さま
- ②新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の貸付がなされているお客さま
- ③当社にお申し出のあるお客さま

(3)お申し出先

【電話番号】 0747-22-3344  
【受付時間】 9:00 ~ 17:00  
【受付開始日】 2020年3月25日（水）

※生活福祉資金貸付制度とは

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）